

平成 30 年 7 月 18 日

全学学類・専門学群代表者会議
教育環境委員会 竹下 宏紀

履修登録期間中の授業への出欠に関する要望に対する附帯決議

筑波大学は本要望を受理するにあたって以下の点に留意し、適切な処置を講じる必要がある。

1. 原則として履修登録期間に行われる授業への出席を履修の条件としない。
2. 履修登録期間に行われる授業への出席を履修の条件とする場合には、その旨を必ずシラバスに明記する。
3. 2 の場合についても他の授業への出席を理由とし、かつ学生からの事前連絡がある場合欠席を認めることとする。またこの旨をシラバスに記載する。

以上